

玉東町戸建て木造住宅耐震改修事業 提出書類チェックリスト1

[設計・改修工事一括] 交付申請時

補助対象であるかの確認ができれば、下記の書類を提出してください。

※必ず町から交付決定通知書が届いてから契約をしてください。

交付決定日より前に契約すると、補助が受けられなくなります。

確認欄	提出書類	
1	補助金交付申請書	別記様式第1号
2	補助対象事業実施計画書（耐震改修設計及び耐震改修工事の一括補助）	別記様式第2号-1
3	申請者の住民票の写し	—
4	住宅の所有者及び建築年月日がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書等）	—
5	※昭和56年（1981年）6月1日以降の着工で高齢者等枠で申請する場合、以下のいずれか ・申請者（所有者）又は世帯員が、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所有している場合 → その写し ・介護保険法の要介護者もしくは要支援者である場合 → 被保険者証の写し ・世帯用課税証明書（申請者及び世帯員の全員が非課税であることが分かるもの）	—
6	玉東町税滞納有無調査承諾書	別記様式第3号
7	補助事業実施承諾書 ※所有者以外の居住者が申請する場合または所有者が複数人いる場合	別記様式第4号
8	耐震改修設計の見積書の写し	—
9	耐震改修工事の概算見積書の写し	—
10	耐震改修工事監理の概算見積書の写し	—
11	設計及び改修工事の計画工程表	—
12	状況写真（外観写真2方向以上）	—
13	耐震診断結果報告書の写し（現地調査写真を含む）	—
14	設計者及び工事監理者の資格等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 建築士免許証の写し <input type="checkbox"/> 所属する建築士事務所登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の写し	—
15	委任状 ※申請手続きの全てまたは一部を耐震診断士などに委任する場合	—

※提出された書類は返却いたしません。必要に応じてコピーされたものをご提出ください。

窓口でのコピーはご遠慮願います。

玉東町戸建て木造住宅耐震改修事業 提出書類チェックリスト2

[設計・改修工事一括] 設計完了時

耐震改修設計が完了したら、速やかに下記の書類を提出してください。

確認欄	提出書類		
	1	耐震改修設計完了報告書	別記様式第 10 号
	2	耐震改修設計に係る契約書の写し	—
	3	現況の各階平面図	—
	4	耐震改修の設計図書 (補強計画図、軸組詳細図、使用金物のカタログなど)	—
	5	耐震改修設計実施証明書	別記様式第 18 号
	6	耐震改修工事の見積書の写し	—
	7	耐震改修工事監理の見積書の写し	—
	8	耐震診断結果報告書の写し (現地調査写真含む)	—
	9	耐震改修工事の工程表	—

※提出された書類は返却いたしません。必要に応じてコピーされたものをご提出ください。

窓口でのコピーはご遠慮願います。

玉東町戸建て木造住宅耐震改修事業 提出書類チェックリスト3

[設計・改修工事一括]

交付請求時

耐震補強工事の状況が目視で確認できる時期が近くなったら、下記の書類を提出してください。

確認欄	提出書類		
	1	耐震改修工事中間検査申請書	別記様式第 12 号
	2	耐震改修工事に係る契約書の写し	—
	3	耐震改修工事監理に係る契約書の写し	—
	4	耐震改修図面	—
	5	施工状況写真（図面との照合が確認できるもの）	—

※提出された書類は返却いたしません。必要に応じてコピーされたものをご提出ください。

窓口でのコピーはご遠慮願います。

玉東町戸建て木造住宅耐震改修事業 提出書類チェックリスト4

[設計・改修工事一括] 工事完了時

工事が完了したら、速やかに下記の書類を提出してください。

確認欄	提出書類		
	1	完了実績報告書	別記様式第 13 号
	2	工事管理報告書	別記様式第 13-2 号
	3	耐震改修工事実施証明書	別記様式第 19 号
	4	工事写真	—

※提出された書類は返却いたしません。必要に応じてコピーされたものをご提出ください。

窓口でのコピーはご遠慮願います。

玉東町戸建て木造住宅耐震改修事業 提出書類チェックリスト5

[設計・改修工事一括] 交付請求時

町から補助金額確定通知書が届いたら、下記の書類を提出してください。

確認欄	提出書類		
	1	補助金交付請求書	別記様式第 15 号
	2	耐震改修設計に係る領収書の写し	—
	3	耐震改修工事に係る領収書の写し	—
	4	耐震改修工事監理に係る領収書の写し	—
	5	通帳の写し ※支店名・口座番号などがわかるように、表紙を開いた状態でコピーしてください。	—

※提出された書類は返却いたしません。必要に応じてコピーされたものをご提出ください。

窓口でのコピーはご遠慮願います。